

会 議 録 目 次

平成 2 1 年第 1 回海田町議会 2 月定例会（第 3 日目）

平成 2 1 年 2 月 6 日（金）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	……………	4
日程第 2	第 6 号議案	海田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について……………	3 0
日程第 3	第 7 号議案	海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 3
日程第 4	第 8 号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 4
日程第 5	第 9 号議案	職員の給与の特例に関する条例の制定について……………	3 5
日程第 6	第 10 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 5
日程第 7	第 11 号議案	海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 6
日程第 8	第 12 号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 7
日程第 9	第 13 号議案	平成 21 年度海田町一般会計予算……………	3 9
日程第 10	第 14 号議案	平成 21 年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	3 9
日程第 11	第 15 号議案	平成 21 年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	3 9
日程第 12	第 16 号議案	平成 21 年度海田町老人保健特別会計予算……………	3 9
日程第 13	第 17 号議案	平成 21 年度海田町介護保険特別会計予算……………	3 9
日程第 14	第 18 号議案	平成 21 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	3 9
日程第 15	第 19 号議案	平成 21 年度海田町水道事業会計予算……………	3 9
	(延 会)	……………	4 8

平成21年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成21年2月4日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 2月6日 (金) 9時00分宣告 (第3日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 桑 原 公 治      | 2番  | 久留島 元 生 |
| 3番  | 三 宅 総一郎      | 4番  | 岡 田 良 訓 |
| 5番  | 西 田 祐 三      | 6番  | 渡 辺 善 隆 |
| 7番  | 桑 原 克 之      | 8番  | 多 田 雄 一 |
| 9番  | 西 山 勝 子      | 10番 | 宮 坂 二 郎 |
| 12番 | 崎 本 広 美      | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉        充 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治      |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員
な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 桑 原 公 治      | 2番  | 久留島 元 生 |
| 3番  | 三 宅 総一郎      | 4番  | 岡 田 良 訓 |
| 5番  | 西 田 祐 三      | 6番  | 渡 辺 善 隆 |
| 7番  | 桑 原 克 之      | 8番  | 多 田 雄 一 |
| 9番  | 西 山 勝 子      | 10番 | 宮 坂 二 郎 |
| 12番 | 崎 本 広 美      | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉        充 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治      |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-----------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 企 画 部 | 長 | 永 海 房 雄 |
| 総 務 部 | 長 | 園 山 純 |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 内 田 和 彦 |
| 建 設 部 | 長 | 久 保 伸 一 |
| 会 計 管 理 者 | | 西 本 徹 郎 |
| 総 務 部 次 長 | | 朝 倉 登 司 雄 |
| 企 画 課 | 長 | 大 久 保 裕 通 |
| 財 政 課 | 長 | 臼 井 真 |
| まちづくり推進課 | 長 | 細 川 真 示 |
| 総 務 課 | 長 | 植 野 敏 彦 |
| 生 活 安 全 課 | 長 | 金 子 幹 雄 |
| 住 民 課 | 長 | 飯 田 義 光 |
| 福 祉 課 | 長 | 窪 地 満 |
| 高 齢 福 祉 課 | 長 | 加 藤 一 生 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | 佐 々 木 正 樹 |
| 下 水 道 課 | 長 | 野 間 宏 紀 |
| 教 育 | 長 | 正 木 洋 |
| 参 事 | | 青 木 基 秀 |
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 青 木 義 和 |
| 参 事 | | 新 浜 憲 治 |
| 保 健 セ ン タ ー 主 幹 | | 湯 木 淳 子 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------------|--|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | | 飯 森 靖 彦 |
| 次 長 | | 新 谷 隆 司 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第6号議案 海田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の
制定について

日程第3 第7号議案 海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 第8号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

日程第5 第9号議案 職員の給与の特例に関する条例の制定について

日程第6 第10号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第7 第11号議案 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第12号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第13号議案 平成21年度海田町一般会計予算

日程第10 第14号議案 平成21年度海田町公共下水道事業特別会計予算

日程第11 第15号議案 平成21年度海田町国民健康保険特別会計予算

日程第12 第16号議案 平成21年度海田町老人保健特別会計予算

日程第13 第17号議案 平成21年度海田町介護保険特別会計予算

日程第14 第18号議案 平成21年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 第19号議案 平成21年度海田町水道事業会計予算

日程第16 発議第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書案について

日程第17 発議第2号 海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改
正（案）について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。昨日に引
き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会

議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第17に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。4番、岡田議員。

○4番（岡田）おはようございます。4番、岡田です。

海田町における雇用対策についてですけれども、昨日からいろいろな議員さんの質問と重なるところがあると思いますけれども、続けていきたいと思います。大量の労働者がマツダや下請から雇いどめで1円の退職金もないまま追い出されました。家族を養い生活してきた生身の人間を物のように使い捨てる企業の社会責任は大きいと言えましょう。前回の質問以来、海田町では職安による説明会や外国人に対しての日本語教室など、積極的に取り組まれております。しかし、不況は一層深まり、これからの景気回復の展望は生まれていません。外国人の中には、子どもたちも海田町内の小学校・中学校に通い、このまちから出ていきたいし、このまちに住みたいと希望されている方も多くおられます。また、失業保険や貯金がなくなるまで海田町で職探しを頑張っていていきたいと言われています。そこで、質問いたします。

1、昨年末から今年にかけて外国人を含めた労働相談は何件あったでしょうか。

2、相談の具体的な内容を数字でご報告ください。

3、町として就職を紹介した企業数や求人数はどのくらいでしょうか。

4、再就職が決まるまでの生活支援がどうしても必要ですが、町としての計画をお尋ねいたします。

大きな2番目、介護認定の「新方式」について。政府は今年4月から介護認定の方式を変えようとしています。新方式では生活の実態を聞き取る調査や認定のときに出される統計資料が削減され、コンピュータの第1次判定がそのままおり、認定されなければ2次判定の認定審査会まで行かないようになってしまう事態が生じます。医師の中には「認定審査会の役割が低くなる」との声が上がっています。新方式では機械的にコンピュータで処理されるため、介護認定を受けている人のおよそ2割以上が軽度に変更される傾向があるということだそうです。介護認定が軽度に変えられると、要介護1以下になると福祉用具が使えなくなったり、要支援1・2では施設利用ができなくなったり、非該当だと介護保険のサービスそのものが受けられないということになります。軽い認

知症の人が買い物などのヘルパーさんを使えなくなったり、道に迷って帰れないことや、ひとり暮らしの人が訪問介護を受けられないことも予想されます。この方式は給付費を抑制するために介護認定を政府がコンピュータで制御することだと指摘する人もいます。そこで、質問します。

1、こうした新方式の内容を町はご存じでしょうか。

2、新方式での機械的介護認定で振り落とされた人の受け皿はどのようなになるでしょうか。

3、この方式は給付を抑制することになるのではありませんか。町としてどのように考えておられますか。

4、4月の実施を前に、政府に中止または延期の要望をしてはどうか、お尋ねいたします。

3番目に、循環バスの増便について。日本共産党海田町議団が町民アンケートをとりました。それによると、循環バスの増便に対する要求が大変多くありました。町民、とりわけ交通弱者である高齢者や、自家用車の利用のない人にとって便利な乗り物として大変喜ばれています。そこで、質問いたします。

1、人口密集地域にも走らせてほしいという強い要望があります。検討してはどうでしょうか。

2番目に、増便も考えてはどうでしょうか。

3番目に、広報「かいた」配布費用の見直しについて。広報「かいた」の配布費用を今までの半額で自治会に委託することになるそうですけれども、配布収入が半額になると自治会財政にも影響してきます。自治会は町の行事にいろいろな点で協力してまいりました。しかし、これからは難しくなってくるかもしれません。町民の協力を得るためにももとに戻すべきではありませんか、お尋ねいたします。

5番目に、医療費の一部負担金について。突然の病気で仕事もやめざるを得なくなり、収入の道が絶たれた人のために広島市で実施している医療費の一部負担金減免をしてはどうかと昨年9月議会で質問しましたが、町からそれを減免することが決まったということを知りました。町民の命と暮らしを守る立場に立った行政の大きな前進だと思います。具体的にどのような制度になるか、その内容をご説明ください。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

それでは、岡田議員の質問に答弁をいたします。

まず、海田町における雇用対策についての質問ですが、1点目、2点目については、あわせて答弁いたします。まず、臨時年末生活相談窓口では44件の相談があり、そのすべてが日系外国人の方からの相談でございました。相談の内容は主に住宅に関すること、生活保護に関する相談は4件でございましたが、申請までには至っておりませんでした。次に、1月14日の日系外国人生活相談会は、雇用保険合同受理会を含め、241件の相談がありました。内容については、生活支援相談27件、住宅支援相談24件、労働支援相談16件、就職相談29件、ミニ企業交流会参加42名でございました。生活支援相談の内訳といたしましては、生活保護の相談が26件あり、そのうち申請したのが5件でございました。生活つなぎ資金としての貸し付けが1件でございました。その他、役場窓口での相談件数につきましては、正確な数値はつかんでおりませんが、日系外国人の生活相談については、4月から12月までの1日当たりの相談件数が平均で7.5件であったものに対し、1月の相談件数は1日当たり16.6件と、急増しております。

3点目につきましては、現在、町のホームページに「町内企業求人コーナー」を設けて町内企業の求人情報を提供しているところでございます。4社の求人情報を掲載しております。その求人数の合計は176名でございます。1月末現在で11名の採用が決まったと聞いております。

次に、4点目につきましては、引き続き相談窓口などでの情報提供や、関係機関と連携して支援策を講じるよう考えております。また、4月以降につきましては、状況を見ながら臨時職員の採用を検討していきたいと考えております。

続きまして、介護認定の「新方式」についての質問でありますが、1点目については、全市町村が一斉に認定のモデル審査を実施しておりますので、承知しております。

2点目につきましては、現在と同様、介護予防事業への参加や一般高齢者生活支援を推進してまいります。

3点目につきましては、厚生労働省によるモデル審査の結果、コンピュータの1次判定は、軽度変更の20%に対し、重度変更が23%あり、給付費の抑制にはつながらないと思われま。

4点目につきましては、現状の課題や問題点を見直し上で改正がなされたものと認識しておりますので、中止や延期の要望については考えておりません。

続きまして、循環バスの増便についての質問でございますが、1点目については、現在の運行形態は平成17年度から約2年間かけて様々な実証実験運行を繰り返し行った結果導き出したものであり、現在まで利用者は順調に推移しております。しかし、住吉議員にお答えしましたとおり、運行開始から約4年が経過し、その間、ご指摘の件も含め、住民の方々から多くのご要望等をいただいております。これらの要望等に対応するため、来年度、国土交通省の支援メニューを活用し、利用者満足度調査等を実施したいと思っております。この調査結果を分析し、必要があれば現在の運行形態を基本にルート等の再検討を行っていきたいと考えております。

次に、2点目につきましては、現在の運行形態を変えずに増便する場合は通勤・通学時間帯における増便が想定されますが、これでは公共施設利用者の利便性の向上という循環バスの本来の目的から外れるだけでなく、年間約900万円程度の経費の増加にもつながってまいります。したがって、現在の厳しい財政状況の中において増便することは、費用対効果を勘案すると極めて困難と考えております。

続きまして、広報「かいた」配布費用の見直しについての質問でございますが、広報「かいた」の配布方法につきましては当初、経費の削減のほか配布漏れや配布遅延防止などを目的に、平成20年度から新聞折り込みに変更することとし、行政改革大綱実施計画に掲げておりました。このことを自治会連合会に諮ったところ、自治会として検討期間が必要であるとのことであったため、実施期間を1年間先延ばししたところでございます。その後、自治会連合会を通じて各自治会で検討された結果、委託料を新聞折り込みと同額程度まで減額されてでも今までどおり自治会による配布を継続してもらいたいとの要望があったため、これまでどおり広報連絡員を通じて配布することにしております。

続きまして、医療費の一部負担金についての質問でございますが、一部負担金の減免については、災害などにより住宅などの財産に著しい損害を受けた場合や、世帯主が死亡したり重大な障害状態になったことや長期入院などにより、世帯の収入が前年度と比べて著しく減少し、生活が困難となった場合を対象としております。減免の割合につきましては、災害などによる場合には、前年中の世帯の所得により、全額、半額、4分の1の3区分で減額することにしております。また、世帯主の死亡等により収入が著しく減少した場合には、世帯の前年度の収入と当該年度の収入見込み額を比べて、全額、半額の2区分で減額することにしております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）再質問させていただきます。外国人の方の雇用、早速、2月16日ですか、労働局へ行って要望されたということで、大変素早い動きをされたと思うんですけども、その中でいろいろと聞きますと、今いろいろと生活保護の申請とか何かあって、実際には生活保護の場合だったら26件ですか、あって、申請が受理されたのが5件というふうなことだったんですけども、それで、例えば相談会をされた場合に、相談に来られて、こうこうこういうふうな制度がありますよと説明をされると思うんですけども、それで終わってしまうのか、さらに一步踏み込んで、申請はこういうふうな手続きをしますよということを具体的に町として担当者の方がそういう手続きをされたのかどうかというのをお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては、年末は緊急なものですから、窓口相談であったわけですが、年があけてハローワークとか労働局との、県とのタイアップをしまして、それで、それぞれの立場で専門的な分野で説明をしながら紹介をして要望に応えるようにしたというふうに私は聞いております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）例えば生活保護という場合だったら、派遣会社の寮を出なくてはいけないと。解雇というんですか、そうなってきたら、今度は町営・県営も含めて一般の住宅のところへ移る場合、当然敷金、権利金とかというふうなものが要るわけなんですよ。普通そういうふうなもろもろを含めて大体5カ月分ぐらいが要るんだということなんです。広島市の場合だったら5カ月は出ると。海田の場合だったら5カ月は出ないから、生活保護を受ける場合、4カ月しか出ないということで、その1カ月分がなかなかネックになって、保護を受けるというてもなかなか難しいということと言われる方がおられるんですけども、その辺の対策というんですか、例えば今はこういう状況ですから、家主さんとしても5カ月は話し合いによって4カ月でもいいんですよという交渉というか、そういうことは町としてされるようなことはできないのかということをお尋ねします。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、生活保護に伴う住宅の関係ですけども、あくまでも生活保護につきましては、ご本人が住宅をまず探されて、その結果、その住宅費に対する援助を

行うというものでございますので、町が例えば不動産との間に立って調整を行うということは考えておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）今のは1つの例なんですけれども、それだからなかなか困っておられるんですよね。例えば今の、やっぱり家主さんとしても、新たに入ろうと思ったら、それはそういうふうなシステムになっているんですよね。敷金とか権利金とか保証金とかというふうなことになるって、それがネックになっておるから、保護の申請を受けようかと思ってもなかなかちゅうちょされるということなんですけれども、例えば、今、海田町では3名の通訳の方がおられると聞いたんですけれども、そういう人といろいろと交渉してもらおうとか、あとの例えば1カ月分をほかの融資とかそういうふうなことはできないかということなんですけれども。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）いわゆる住宅補助の関係でございますけれども、これにつきましても先ほど課長が答弁いたしましたけれども、いわゆる現行の生活保護制度の中での対応、運用となりますので、現在、本町においては、県の地域事務所で調査等を行っておりますけれども、その中で住宅補助が、先ほどあったように、4カ月分でございますので、あとの1カ月分について町の方でそういう何らかの支援等については考えておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）これはぜひとも何らかの方法で考えてもらいたいんですけどね。広島市の場合だったら5カ月出るということもあるそうなんですけれども、やはりそういうふうなことをしないと、なかなか、派遣労働者というても、派遣法そのものがもう、昨日今日来た人じゃないんですよね。派遣先へ来て6年、7年とかという方がおられるんですよね。そういう方が、本来ならば3年たったら企業が正社員にするんですけども、そういうことも全くしないというふうな今の状況なんです、この派遣切りというのは。そういう中でやはり海田町に住んでいる人、小学校に通っておられる方もおられるんですよね。そういう方がそういう派遣切りとかとなって失業される。なかなか住むところもないと。こういうふうになったときに、町としてやはり支援、これはする必要があると思うんですけどね。そういうふうな制度でなっておるから仕方がない、そういう部分ではなくて、じゃ、もう少しいろいろな融資制度とかそういうのを使ってこういう方も救

済する、こういうふうなことは全くできないんですか。できんことはないと思うんですけどもね。その辺のところをもう一度お願いします。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、広島市と本町との生活保護制度の中で敷金の差があることは承知しております。これは外国籍の方だけではなくて日本人の方も含めてそうでございますが、皆さんでその差を承知の上でまず海田の中で住宅を探されるということでございます。もし1カ月の差分で移動ができないということであれば、町のつなぎ資金の活用を考えながら、お話を聞いた上でそういう対応をしております。この生活保護制度につきましてはあくまでもその制度の中の運用でございますので、制度の差はあれ、海田町としてできることをしているのが実情でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）特に今、緊急な事態なんですよ。ご存じのとおり。だから、普通のこととは全然違うわけなんですよ。だから、やはりそういうふうな制度ができるんだったら積極的にPRをして。今言われた、移りたいんだけど、そういうふうなのがネックになってなかなかできないというふうになっておるんですよ。そういうふうな例えば資金を借りるにしても保証人の問題とかまたいろいろあるんでしょうけれども、そういう問題がやっぱりネックなんですよ。だから、そういうのを踏まえて相談というか、親身になって相談してあげるというふうなことが大切だと思うんですけどもね。そういうふうな制度があるんでしたらやはりPRというか、教えてあげてほしいんですけども。もう一度お願いいたします。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）保護を求めておられる方につきましては、その状態をまずお聞きした上で、そういうつなぎの資金が必要な方であればその資金の活用を図っていただく。そのほかに生活保護の申請もしていただくというふうに考えております。今回の住宅につきましては、敷金というよりもまず保証人が見つからないというところが一番大きな問題であろうというふうに私どもは考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）そのとおりなんですよ。だから、なかなか申請に来ていない方がおられるんですよ、たくさん。だから、そのところを町としても何らかの相談というか、支援をしてほしいということなんです。その点、よろしくお願いいたします。

それと、再就職が決まるまでの生活の支援ということなんですけれども、今朝も、昨日からテレビなんかでやっておりましたけれども、マツダなんかでも何人かまた解雇するということがあったんですけれども、この海田町もそうなんですけれども、マツダでもやはり同じようなことだと思うんです。府中町と海田町で、あと、坂とか熊野が一緒になってやってもらったらいいんですけれども、マツダにこういうふうなことを申し入れる、社会的責任を果たさせるというふうなことは考えておられませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）昨日も答弁いたしましたように、4町でその協議の場をつくってやってみたい、こういうように思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）これは早急にお願いします。企業に対して社会的責任を果たさせるということは、そこに勤めている従業員だけでなく家族の方もおられるし、その地域経済が物すごく疲弊するわけなんですよね。それがこのような大量な雇いどめというか、これは違法ですからね、マツダがやっておることは。マツダや今の下請の派遣元というか、派遣先もそうなんですけれども、これは違法なわけですから、こういうふうなことをやはり正していく、社会的責任も果たさせるという立場でぜひともこれは申し入れてください。そうすると、やはり海田町や府中町にとっても大変な損失になるわけなんですよね。そのことを強くお願いいたします。

それと、介護認定の新方式なんですけれども、今20%ぐらいが何らかの影響を受けると答弁があったんですけれども、それじゃ、そういう方はどういうふうな受け皿というか、それは除外されるから仕方がないよというのでは済まんと思うんですけれども、その辺のところをもう一遍お願いします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）今回のモデル申請の結果は、軽度への判定が約20%、同等が57%、重度に移られた方が23%ということで、結果的にはバランスがとれた形で、どちらかへ傾いたわけではございませんけれども、それと、非該当と仮に第1のコンピュータの結果で出ても、これは現行も、新しい制度においても、すべて第2次の審査へは上げることとなっておりますので、受け皿ということはこの段階では必要ないということでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）じゃ、振り落とされることはないということですか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）今年度の実績でいきますと、コンピュータで非該当になられた方が18人ございました。そのうち2次に上がって13名の方が非該当ではなく認定を受けておられます。非該当になられた方は基本的にまだ自立をして生活ができると判定された方でございますが、高齢者福祉の方で生活支援もございますし、その他サービスもございますので、これを現状と同じような形で提供していきたいと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）今年度は18名の方が、言葉は悪いですけども、振り落とされると。来年度はそれがさらに振り落とされるわけなんですよ。それはそういうような方式になってくるわけですから。そうしたら今の、仮にですよ、この18名もなかなかそういうふうなサービスを受けられなくなるという可能性があるんじゃないですか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）今回のモデル審査で海田町が11件を新旧で比較しております。その結果、11人のうち10人が同等の結果、1名だけが非該当でございますので、海田町においては現在の判定の結果と比較して結果的にはあまり変わりがない状態で、その中でももし非該当になられれば、現状と同じ形でフォローはしていけると考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）今年度はそうでしょうけれども、これからやはり基本的には給付費を削減する、このことがあるわけなんですよ。だから、これがこれから何年かずっと続くわけですから、やはりこういうようなことがないような、国に対しても要望してくださいと言ったんですけども、町長は要望はしないということだったんですけども、今からどんどん高齢化になってくると、軽度の方でもなかなか歩くのが難しい方というのは、ご存じでしょうけれども、結構おられるわけなんですよ。そういう人たちがやはり振り落とされるというか、そういう可能性が十分にあると思うんです。だから、今はヘルパーさんを使っておられるけれども、そういう方もなかなかできにくくなるのではないかというのは、それはいろいろ現場を見られたら、知っておられるからご存じだと思うんですけども、これだったらやっぱり形が今までどおりということはないと私は思うんです。やはり何らかのサービスというか、そういうものは受けられなくなる可能性が十分にあると思うんですけども。そういう認識はないですか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）今のご質問のヘルパーさんの、これに限って言えば、介護認定を受けられた方は、もし買い物に行く場合には付き添いをして買い物に行けます。支援の場合は、付き添いをして行く場合は、これは事業所が判断しますが、ヘルパーさんが1人で必要なものを頼まれて買い物に行くということはできますので、支援になれば全く必要なものが手に入らないというような形にはなりませんので、サービス自体は、付き添いであるかヘルパーさんが1人で行くかという違いにはなりますけれども、これについてはあまり問題はないと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）よく聞くんですけども、例えばヘルパーさんが1人で買い物を頼まれるという場合、時間単位ですよ。そうしたら、込んでおったら時間がかかるから、例えば1時間だったら1時間、仮にですよ、買い物を頼むとすると、その1時間当たりで買い物に行って、ほかのことをしてもらおうというようなことができにくくなるんですね、時間的に。だから、そういうふうなことでどんどんサービスが受けにくくなるということがあるのではないかとということなんです。だから、今の例えば、今でも言われる方がおられるんですけども、時間単位だから、何かそういうふうなことを、買い物とか何かを頼んだら、時間でそれで終わってしまうから、それよりもほかのサービスというか、そういうものをしてもらいたい。でも、そういうことで、今度の新方式だったらそういうふうなことも振り落とされてできにくくなるという、そういう可能性が多分出てくると思うんです。そのときに町として、いや、そんなことはないよ、今までどおりですよと言えるのかどうかといたら、そんなことはないと思うんです。やはりこうなったらもうサービスは受けられませんよということになるんですけども、そういうふうなときに町としての受け皿はどうなるんですかということを再度お伺いします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）現在、介護認定を受けられておられない方については、高齢者福祉の方の日常生活支援ということで、食事でありますとか今の掃除でございますとか買い物、こういうことの生活支援というサービスもございます。そういうものも今何名かの方にはご利用いただいておりますけれども、基本的にそういう自立をした方に対しても高齢者福祉でサービスを持っておりますので、これは十分に活用していただくようにPRをしておりますし、そういう形でご利用いただきたいというふうに考えております。

す。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）じゃ、ということは、該当しなくて自立になることもあるということですか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）大抵の場合は新規に介護認定の申請をされたときはまだ軽い状態でございますので、そのときの判定があると。だから、介護を認定されておって、それがいきなり非該当とか、これは考えられません。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）6カ月に1回ですか、もう1回審査があると思うんですが、そのときもそういうことはないということですか、それじゃ。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）認定を受けた内容によるんですけれども、通常の老化でありますとか慢性的な体の状態ではまずあり得ないと思います。ただ、骨折等により一時的に状態がすごく悪くて認定を受けられた方が、日にちがたって改善されて支援ぐらいに介護からおりるということはあると思いますが、高齢でございますので、回復してもやっぱり限度がございますので、非該当まで落ちるということはないと思います。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）そういうことでしたら、よろしく願いいたします。

それと、循環バスなんですけれども、先ほども言いました、私たちが昨年から皆さん方に町民アンケートをとったんですけれども、この中で書いておられることなんですけれども、私たちがこういうアンケートをしたと。家族でこのアンケートを一緒に話し合っ  
て、大変よいことだと思って一致しておりますと。こういうふうなことを町政にどんどん反映してくれということを書いて返してこられた方が大変多くおられるんですけれども、その中でも一番多い部類に入るのがやっぱり循環バスなんですよね。この循環バスが物すごく好評なので、やはり今のコースそのものでなくてももう少し人口密集地というんですか、商店街も含めてそういうところを走らせてほしいという希望が大変多いんですよね。今、町長はルートの見直しをされると言われたんですけれども、ルートの見直しというのも、それは何年かに1回はやらにゃいけんと思うんですけれども、今朝もここへ来るときに役場の前を循環バスが通っておったんですけれども、かなりの方が乗っ

ておられたんですけれども、やはりルートの見直しをして、さらに使いやすいようなものにしてほしいという願いをかなりの方が持っておられるんですけれども、ルートの見直しをして、今まで通っていなかった場所、そういうふうなところにも走らせてほしいという要望が物すごく多いんですけれども、その辺をもう一度お願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど答弁いたしましたように、改めて来年度、そういう検討の余地があるというふうに感じていますので、そういうことを含めて前向きに検討していきたいと思います。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）よろしくお願いいたします。

それと、広報「かいた」なんですけれども、今年度はもう予算も出ていますから、難しいような感じがするんですけれども、これは町民の方が、半額になるということになったら物すごく不満というんですか、言われるんですよね。「今まで町行政に対していろいろと協力してきたけれども、なかなか今度は協力というてもう」という方が結構おられるんですよね。先ほど財源、健全化計画で削減をするということだったんですけれども、どこから財源を捻出するかというのもあるんですけれども、仮に、昨日施政方針のところで質問させてもらったんですけれども、例えば副町長の給料、あれを昨年出されて、このたび減額補正されていますよね。手当を含めて1,200万円ぐらいあったと思うんですけれども、それで、昨年は別にだれかにお願いをしてどうこうということとはなかったということだったんですけれども、こういうふうな、やはり副町長の人事も町民サービスですからね。副町長を置くということはやはり物すごく町民にとってもいろいろなことで有益だと思うんですけれども、そういうことが結局できなかったんだったら、そういう予算をこちらの方に回すとかということは考えておられませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この点は次元が違いますので、今のご趣旨と全然違いますので、そういうことは考えておりません。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）これは仮の一例だったんですけれども、やはり今の町民の人というか、町長が言われますけれども、住民の人との協働、なかなかこれが得にくくなるんじゃないかと思うんですよね。去年でしたか、防犯組合なんかの会費みたいなものを皆さん納め

られますよね、自治会や何かで。そうしたら、よく、今年でこれを納めるのは最後だのうと。ということは、今までこういうふうな広報のお金とかという格好で、委託料みたいな格好で皆さん方、自治会に補助金みたいな格好でそちらの方に納めておったというのが、自治会トータルとしてその部分がかなりあったんですけれども、やはりこういうことになりかねんのではないかと思うんですけれどね。そうしたらやはり防犯についても支障を来すとか、そういうふうなことが多々出てくるんじゃないかと思うんです。やはり私はこういうふうな、いろいろとそれは自治会によってお金の流れが違うからと言われるんですけれども、私たちはある程度町の補助金みたいな格好で受け取っておるんですけれども、執行部の方はそうではないと言われればちょっと違うところがあるんですけれども、補助金というか、自治会を支援するという格好のものだと思うんですけれども、そういうときに、来年度はこれは無理だとしても、復活をしてほしいとか、もとに戻してほしいという願いが非常にあるんですよ。そうしないと、町民の人と役場の職員さんを対比するとか、結構そういうふうなことが出てきよるわけなんですよ。例えば町民に対してこういうふうな削減をするんだったら、役場の人の給料も下げいやと。極端に言うたらですよ。こういうふうな論法になってきかねないと思うんですよ。それは役場の職員は住民サービスですから、それ相応の給料も必要なんですけれども、こういうふうになって何かぎくしゃくぎくしゃくしてくるような気がするんですけれどね。やはりこれは、何回も言うようなんですけれども、来年度はそれは難しいかもしれませんが、次の年ぐらいにはもとに戻すとかそういうことをして、協働というか、町民の人と同じような歩調で行政をしてほしいと思うんですけれども。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この広報の新聞折り込みの件につきましては以前から自治会にも相談をしまして、1年間いろんな検討をしていただいて、自治会連合会等で協議をいただいた結果こういう判定が出たというふうに私は思っていますので、ぜひひとつ行革の一環として、また職員にも町の財政にもいろんな支障を来しますので、協力をいただきたい、こういうふうに思っています。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）まあなかなか……。私はもとに戻してほしいというふうに思います。

それと、医療費の一部負担の軽減なんですけれども、全額と半額というふうにやられるということで、いつごろからやられるのかというのをお願いいたします。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）いつごろから実施するかということでございますけれども、21年1月1日から実施しております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）これは何か広報というか、周知ですね、知らせるというか、そういうふうなことはされているんですかね。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）この周知につきましては、平成21年1月の「広報かいた」で行っております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）もう1回繰り返しになるんですけれども、例えばこれは今の、前年ですね、それまである程度収入があって、それが何らかの理由で病気になって収入がすごくゼロに近くなったとすると、次の年も同じような率でかかってくると思うんですけれども、それが全額、半額の軽減になるというふうなことでしょうか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）制度の趣旨、概要でございますけれども、前年中は健康であったために何もなかったということで、年がかわりまして、今年になって病気になられて大病等を患われて収入が著しく落ちてしまった、その結果として減免の対象になるということでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）これは申請をしたらすぐなるというふうなことですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）申請をされるというのは一部負担金を支払うことが困難であるということですから、先ほども申し上げましたように、病気とか長期入院をされて収入の道が途絶えたとか低くなったとかということでございますので、速やかに対応するということが必要になります。ただ、申請をいただくためにはそれらの見きわめが必要ですから、必要な書類は出していただくということになります。そういう形で申請を審査するんですけれども、それは速やかに行わないとこの制度の趣旨が生きませんので、速やかに実施はして、決定をできるものであれば減免をしていくということになると思います。

○議長（原田）岡田議員。

○４番（岡田）これは、広島市にはあるそうなんですけれども、全国でもあまり例がないようなことを聞いたんですけれども、大変いい制度だと思うんです。ぜひとも、こういうふうな制度ができたのだから、やはり結構こういう制度を利用したいけれども今までではできなかったという方がかなりおられると思うんですけれども、大変いい制度ができたとは私は思うんですけれども、これは何回かに分けて広報でも周知をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（原田）次へ参ります。６番、渡辺議員。

○６番（渡辺）６番、渡辺です。２点について質問いたします。

まず１点目に、自治体にリサイクル施設の設置についてです。家庭で不用になった家具や家電製品などを無料で回収して入念に補修し、希望者に安い値段で販売する自治体のリサイクルセンター（施設）を設置してはと考えます。景気低迷の影響の中で、家計の一助にもなり、また、本町でも推進されている「ごみの減量・再利用・資源の再活用」の「３Ｒ」運動の一翼を担うことになると思いますが、そのお考えはないでしょうか。

２点目に、子どものインフルエンザ予防接種の助成について。インフルエンザの予防接種は任意である上に、健康保険が使えないため、費用がかさむのが実情です。特に、２回の接種が必要な子どもを持つ子育て世帯にとっては経済的負担が重くのしかかっています。子どもがインフルエンザ予防接種を受ける際の費用について、助成制度を導入するお考えはないでしょうか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の質問に答弁をいたします。

まず、リサイクル施設を設置してはどうかとの質問でございますが、施設用地や人材の確保等の問題がありますので、設置は難しいと考えております。また、家電製品については電気用品安全法における安全性の確保等の課題があるため、再使用は難しいものと考えております。家電製品につきましては、修理可能な製品、長く使える製品の使用を呼びかける記事を広報に掲載しておりますが、今後も「３Ｒ」の推進を図るために啓発をしていきたいと考えております。

続きまして、子どものインフルエンザ予防接種の助成についての質問でございますが、国において、予防接種のあり方についての検討がなされ、子どものワクチンの有効性については効果に限界があることなどから、予防接種法に基づく義務的なものではなく、希望者に任意で接種するとの方針が出されております。こうしたことから、本町といた

しましては、専門的にはっきりとした知見が出ていない状況の中では、公費助成制度の導入は予防接種の促進につながりやすいことから考えておりません。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）6番、渡辺です。再質問をさせていただきます。まず、自治体のリサイクルセンターについてですが、今、考えていないという答弁でしたが、やはり家庭で不用になった家具や電化製品については売るといのがございましたけれども、家具とか、そして、今で言いますとベビーベッドですか、それからベビーカーといったものを、回収依頼のあった自宅に出向いて、無料で不用品を引き取って入念に修理・修繕をして安い値段で販売していくという取り組みが各地の自治体でも今進んでおります。その進める上で、やはり他の自治体では委託をしてされております。本町であればシルバー人材センターですか、こういうところに運営を委託されて、やっぱりそうすることによって、高齢者の中にはいろいろと補修とか修繕をするノウハウを持たれた方もいると思いますのでね。そして、そういう場所がないとかという答弁もありましたけれども、各自治体ではそういった補修したものを、定期的にフリーマーケットというものを開催して、そこで販売していくというふうなことも進められているところもございますので、そこらを考えると、先ほど考えていないという答弁はしっかり聞いていますけれども、やはりもう一度考えていただいて、電気製品は別としても、家具とかたんすとかテーブルとかいろいろありますね、こういうものをしっかり、不用になったものを無料で引き取ってそういうフリーマーケットみたいなもので販売していくということも進めてみるというようなことは、再度、そのお考えはないでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）フリーマーケットの問題も今お話があったんですが、現在、瀬野川河川敷でも月に1回ぐらいフリーマーケットのようなこともやって、どういう団体かは私もよく承知はしてありませんが、ありますし、町としてのリサイクル関係は、今現在の大型ごみの問題を含めてなかなか精いっぱいやっていると我々は思っておりますので、新たにこれをまた修理・補修をして格安に売るということは、今、消費の問題でいろいろと仕事の無いときに、物が売れないということにもつながりますので、今のところ、町としては考えておりません。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）続きまして、子どものインフルエンザの予防接種の助成についてですが、

こちらも現在は考えていないという答弁でした。今、インフルエンザが大流行の最中です。この感染のリスクの大きいのが保育所、幼稚園、小・中学校だと言われております。こうしたこともあわせまして、子どもがインフルエンザ予防接種を受ける際の助成を提案したわけなんです、考えていないという答弁でしたので、それはそれとして伺いました。このインフルエンザワクチンの効果というのは他のワクチンより弱いのですが、インフルエンザにかかっても重症になることは抑えられ、中でも高齢者とか乳幼児などのハイリスクと呼ばれる人たちの脳炎とか脳症は十分に予防できると考えられていることや、また、子育て世帯の経済負担を軽くするために、全国では各いろいろな自治体で既にこれは導入されております。そこらをもう少し本町でも調べられて、再度、導入してみる考えはないでしょうか、どんなですか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（佐々木）現在、インフルエンザの予防接種の助成でございますけれども、ご提案の助成制度というのは確かにインフルエンザの予防接種を希望される方にとっては経済的な負担の軽減ということになると思います。しかしながら、予防接種の公費負担については、本町も含めほとんどの自治体が原則予防接種法に定められたものについて行っております。インフルエンザの場合は、確かにご指摘のように65歳以上の高齢者については発症予防や重症化予防に有効であるということが確認されております。そういったことで、社会全体の発症予防にもつながるということの判断から、平成13年度から予防接種法に定められております。こういったことから、高齢者のインフルエンザの予防接種については公費の一部助成をしているわけでございます。しかしながら、子どもの場合には、かつては予防接種法で学童等に集団接種等が行われておりましたが、有効性が低いと。流行予防効果が薄いということから、任意の予防接種に変更されたという経緯がございます。こういったことから判断しまして、今後、国において義務的な予防接種に位置づけられましたら、町としても公費負担をしてまいるというふうに考えております。

○議長（原田）次へ参ります。9番、西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。2項目数点について質問いたします。

国の第2次補正予算の海田町における取り組みについて。今年度第2次補正予算案には、国民生活と日本経済を守り、地域を活性化するための重要な施策が数多く盛り込まれております。数点、その盛り込まれた補正予算をまず述べさせていただきます。1人

当たり 1 万 2,000 円、18 歳以下 65 歳以上は 2 万円を支給する定額給付金。E T C 利用車を対象に 2010 年度末まで、大都市圏以外は土・日・祭日は原則 1,000 円、平日昼間は 3 割引きという高速道路料金大幅引き下げ。緊急保証枠を 6 兆円から 20 兆円に、セーフティネット貸し付けを 3 兆円から 10 兆円に拡充となっております中小企業資金繰り支援策でございます。この中小企業資金繰り支援におきましては、第 1 次補正で 6 兆円の枠がありましたけれども、今回既に 5 兆円の枠が使われております。そのために、20 兆円に大幅に拡充する補正予算が計上されております。次に、妊婦健診を 14 回まで公費で負担し、実質無料化を図るための妊婦健診の無料化。次に、昨年 3 月末時点で 3 歳から 5 歳の第 2 子以降の児童 1 人当たり 3 万 6,000 円を支給する、1 年間限りですけれども、子育て応援特別手当。また、地方自治体での直接雇用を含め、延べ 15 万人分の一時的雇用を創出するための緊急雇用創出事業。次に、あかずの踏切対策など、地域活性化につながる自治体の事業を支援するため、地域活性化・生活対策臨時交付金など、多くの今課題になっております、景気を浮揚させ、庶民を守るための第 2 次補正が現在計上されておりますけれども、なかなか関連法案が通らないのが現状であります。私は、国の今年度第 2 次補正予算案が関連法案も含め可決されていることを想定し、今回は質問を通告しておりましたが、テレビ報道によりますと、9 日に参議院で審議に入ることでしたけれども、関連法案がいまだ成立しておりませんけれども、通告どおり質問をさせていただきます。

まず、定額給付金についてでございますが、この定額給付金はもとは定額減税でございました。定額減税でありますと、これは昨年の原油高に端を発した食料品・日用品の物価急騰の中で大きな打撃を受けている家計の緊急支援策、また、冷え込んだ個人消費を喚起するために提案した政策でございましたけれども、減税方式では納税する人だけの、所得のある世帯しか恩恵を受けられないというところから、また、所得税と住民税の減税時期が異なり、効果が分散することから、迅速に給付できる給付方式で実施されるとして今、補正予算は通りました。実施されれば国内総生産、G D P を 0.4% 押し上げるとの分析も示されております。具体的に質問に入りますが、町に支給される定額給付金の合計額はどのように試算されておりますか。

2、定額給付金の給付に伴う通知・周知方法はどのようになされるお考えでしょうか。

次に、緊急雇用創出事業交付金についてでございますが、この制度は非正規就労者や高齢者の雇用安定のため、民間企業やシルバー人材センターに事業を委託し、一時的に

雇用を創出するとともに、生活就労相談を行う事業でございますが、町といたしましては委託事業のメニューはどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

次に、妊婦健康診査臨時特例交付金についてでございますが、現行では全国平均5.5回が無料となっております。妊婦健診を14回まで無料とするため2年間措置されている交付金でございますが、この質問は実施時期を問うたわけでございますが、平成21年度の町長の施政方針の中で14回を交付するという予算も計上されておりますので、この件につきましては財源確保はどのようになされるのか、質問をさせていただきたいと思えます。

次に、公民館等公共施設の主催事業について質問いたします。今回、世界の本当に大変な金融危機に対しまして日本の国、また、特に海田町は自動車産業の関連もございまして、外国人の方がたくさん就労されております。年末には国際交流協会が日本語教室を2回開催されておりますけれども、私は今までも何度となく学校図書にペルー、ブラジル方面の母国語の図書充実、図書館にもそういった図書充実を訴えてきたわけですが、なかなかそれも進んでおりませんけれども、こういう事態が起こってから物事を始めるということは、私たちが外国に行って、その国ですぐ英語とかその国の言葉を話さないと言われても話せないのと同じように、日本語を習得されていない方が日本で就労される場合には即日本語って大変難しい問題があると思いますので、外国人の就労の方たち、また子どもたちのために日本語教室を常設的に開催されるお考えはないでしょうか。

また、1つの方法といたしまして、国際交流協会に継続的に日本語教室を開催する事業補助を交付してはいかがでしょうか。

また、次に、その日本語教室を開催する場合には親子同時開催をするお考えはないでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問に答弁をいたします。

まず、第2次補正予算の取り組みについての質問でございますが、1点目については、本町の定額給付金の支給合計額は、平成20年12月末現在の人口で試算しますと約4億4,000万円になります。

その給付に伴う通知については、給付対象世帯の世帯主への郵送によって行うことを

考えております。周知につきましては、関連法案成立後速やかにホームページや広報等を通じて周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、２点目につきましては、この交付金は、国からの交付金により各県が基金を設け、市町が実施または民間事業者へ委託する事業に対して、その基金から補助金を交付するものです。この市町が実施する事業等について、国からの確定した要綱が示されておりませんので、明確にはお答えすることができませんが、想定される事業例が示されており、ごみの不法投棄監視パトロール事業や定住外国人生活支援事業、河川・公園美化事業などがメニューに上げられております。

次に、３点目の妊婦健康診査臨時特例交付金による妊婦健診の実施時期につきましては、平成21年４月１日から実施することにしております。

続きまして、公民館等公共施設の主催事業についての質問でございますが、１点目については、日系外国人の非正規雇用労働者が大量に解雇されている事態を受け、海田町国際交流協会が主催で１月21日と１月28日の２回、海田東公民館において離職者の生活支援等のための日本語習得セミナーを開催しております。今後につきましては、２日間の出席状況もよく、このセミナーで実施したアンケート調査でも継続を望む声が多かったため、引き続き開催される方向で、現在、講師の手配や日程調整等を行っております。

次に、２点目につきましては、このセミナーには広島県国際センターからボランティアの講師を派遣していただいております。今後につきましても、基本的にはボランティアの講師で対応される予定とのことですので、したがって、国際交流協会への新たな事業補助金は必要ないものと考えております。

３点目でございますが、このセミナーの対象者につきましては、定員と住所要件以外特に制限を設けておりませんので、今後とも親子同時に受講されることは可能と思っております。

○議長（原田）西山議員。

○９番（西山）再質問いたします。今、定額給付金の、海田町の試算でいきますと４億4,000万という、これをいかに海田町で消費、いろいろなマスコミ報道もございますけれども、実際反対もたくさんある中でこの定額給付金を実施されますと６割から８割の方が消費するというデータが出ております。その中におきまして、いかにこの４億4,000万円を海田町で消費していただくかということがすごく大事な要件となってくると思います。今、全国でだんだん手が挙がっているわけですがけれども、今までに久留島議員とか多田議員

が振興プレミアムつきの商品券をセットにして地域でお金を落とすという方法も本当に有効な、町の商店が潤う大事な、4億4,000万ですけれども、今まで各議員の答弁でそのことは行わないということだったんですけれども、そういたしますと、この4億4,000万をこの海田町で消費していただくための方策といたしますか、手だてといたしますか、何かお考えになっていらっしゃいますか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）定額給付金につきまして、いくら消費に回るかとかいろいろ、それぞれ分析される方によって違うところがございますので、果たしてどれだけが消費に回るかというのは疑問の部分がございます。ただ、おっしゃるように、一部であれ消費に回することは確かでございますので、昨日も多田議員のご質問にありましたように、商工会として今回の定額給付金を機会にそういう個々の商店がいろんな工夫をして、それを町内の商店の消費につなげていこうということでそういったプレミアム商品券の発行について商工会で検討されて、商工会もいろいろ知恵を出し、汗を流してやられると。それで、そういった財源について不足を来すので町に補助をしてほしいということであれば、それはそういった提案があれば検討するというふうにお答えをしてくておるところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）それが実現しない場合でも、何らかの方法でPRですよね、海田町内で消費いたしましょうとか、何らかの通知の中にそういったものを折り込めるという方法はとれないんでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）通知を入れるというよりも、広報あたりでそういった消費を伸ばすような啓発はしていきたいというふうには考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）2番目の緊急雇用創出事業交付金ですけれども、先ほど町長はメニューの一端を述べられましたけれども、海田町もたくさんメニューが出てきていますけれども、町に合った基金を活用して事業はされる計画はおありになって実行なさるんでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今現在、国が定まり次第こちらの考え方を含めてしっかり検討してやってみたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、この妊婦健診の14枚無料ということを決断されたことに対しまして、施政方針のときにも述べましたが、本当に若いお母さん方がどれほど喜んでくださり、少子化対策に大きな力になると信じているわけですが、このたびの予算書を見ますと、この緊急な第2次補正の交付金ではなくてほかの財源で執行されることになっていると思いますけれども、その財源は何を充てられてでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今回の財源のことは今の通告には入っていないんですよね。お願いされた分に、通告された中に入っていないんですが。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）4月1日から実施します妊婦健診の14回分につきましては、従来の5回分につきましては普通交付税の中で算定されておりますので、それを活用していきます。追加される9回分につきましては、国からの国庫支出金が半額、残り部分については普通交付税の算定の中でされて財源確保しております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、公共施設での外国人のための日本語教室でございますけれども、実際国際交流協会が行われたのが中国新聞にも出ておりましたけれども、今すごく重要な教室であったということで、国際交流協会も継続的にされると。それは県のボランティアで講師を雇って、国際交流協会に対して補助金というか、交付はしないというご答弁でしたけれども、今から国、海田町も財源が厳しくなる中で各補助金カットが始まっております。その中で、今からは事業補助に変わっていくのではないかと私は判断しておりますけれども、そのときにはこの国際交流協会が継続的に教室を開催される実績があれば、今後は事業補助として交付されるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今回、国際ボランティア協会、県の方へ先般もごあいさつに行ったんですが、非常に好意的でございまして、いつでも言ってくれと。いつでもまた派遣をして皆さんの要望に応じてやっていくという温かい言葉をいただいておりますので、できましたらその方向で当面は進めていきたい、こういうように思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）講師の件は県の活用、もちろんボランティアでしていただくのはそれ以上

のことはないんですけども、じゃ、教室を開く、教室の使用料とか云々とかはどのようになっているんでしょうか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）国際交流協会主催ですので、使用料は免除となっております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）終わります。

○議長（原田）次へ参ります。10番、宮坂議員。

○10番（宮坂）10番、宮坂です。町民プールの復活をということで質問させていただきます。町民プールが老朽化を理由に閉鎖されて久しくなっております。50メートルの競泳が可能なプールは近隣にも例がなく、かつては、私も参加しましたが、中学校の安芸郡体育大会でも使用されていたし、町民からは、安価で楽しめ、また体力向上のスポーツの場として楽しまれてきました。また、この場所は海田中学校生徒の体育での水泳の場所としても使用されておりましたが、現在は水泳の授業がなされておられません。この状態をどのようにとらえているのでしょうか。

同所は現在、新庁舎移転の候補地として挙げられ、それを支持する声も多くありますが、移転場所が他の場所に決まった場合に、町民プールを復活させる考えはないか。また、その改修費用にはどれくらいの金額を見込んでいるのか、お尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）宮坂議員の質問については教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）町営プールについてお答え申し上げます。

町営プールの復活は考えておりません。しかしながら、海田中学校のプールは教科上必要でございますので、考慮はしております。ただし、現在、町営プールの跡地は役場庁舎の候補地にもなっておりますので、中学校プールの場所が特定できない状況が現在でございます。また、費用につきましては、25メートル6コースの屋外プールを設置すると想定しますと、海田西中学校のプールの例で見ますと7,700万円かかっておりますので、物価上昇等を考慮しますと、最低約1億円はかかるものと思われれます。

次に、2点目の海田中学校における水泳の教科の指導でございますが、学校での水泳

指導は学習指導要領で1年生では必修科目、2年・3年生では選択科目と定められています。しかしながら、学習指導要領で「適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを取り扱わないことができる」という規定がございますので、これに従って現在では水泳事故防止等の指導等について指導をしております。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）まず、じゃ、町民プールは別にして、先に中学校のプールの授業という観点から質問させてもらうんですけども、1年生では必修であって、ただ、やらなくてもいいということなんですけれども、西中では行っておりますね。プールがありますのでね。各学校によって特色ある授業をやるというような考え方もできるんですけども、同じ海田の中学校の中であって、水泳がある中学校、水泳の授業がない中学校があるんですね、実際。小学校では水泳の授業があります。中学校に入ると、海田中学校に行く生徒は水泳の授業がなくて、小学校のときにうまく泳げない生徒がそのまま中学校で体育の授業がないと、水泳がもしかしたら泳げないままに大人になっていくということも考えられます。また、高校にその子が進学するとします。高校には、今、私の母校である高校、中学校はプールが実はなくなっているんですけども、まだプールがある高校が多いと思います。そういった生徒が高校に行って、逆に水泳ができない生徒のまま、泳げないまま高校に行くと、そこでももう初めから体育の能力が劣った生徒が進学するということになるんですよ。そういったことを考えたことがまずあるかどうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）中学校にプールがないということは非常に子どもたちにとっても正常な状態ではないということは認識しております。ただ、こういう緊急な場合、緊急というより、状況が町営プールを新たにできる状況にないものですから、その場合は、指導要領の例外規定に沿って扱っているということで、我々としても中学校のプールはぜひ欲しい施設ではございます。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）今、教育長から町営プールができないというような感じの答弁があったと思うんですけども、最初の答弁では、町営プールを復活する気はないという答弁だったと思うんですけども、する気がないと、欲しいんだけどやる気はないという答弁とちょっと食い違っているような気がするんですが、そこをもう1回お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）申し訳ありません。学校プールということでご理解をいただきたいと思っています。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）最初の答弁で、中学校にプールをつくるとしたらという答弁がありました。西中の場合で換算すると7,700万円ぐらいかかって、実勢価格で今は1億ぐらいかかるんじゃないかということがあったんですけども、私が質問で上げさせてもらって、やる気がないので答弁がなかったと思うんですけども、私は町民プールを復活させた場合には改修費用がいくらぐらいかかるのかという質問をさせてもらっております。その積算というか、あれは全然やっていらっしゃらないんですかね。もう1回お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）正直申し上げて、改修というのはもう考えておりません。既に40年も経過しておりますので、かえって、これを改修して使うということは非常に金銭的に効果が薄いということで、改修は考えておりません。中学校のプールにしても、ちょっとさかのぼりますけれども、合併の問題が起きたときにも、中学校にはプールが必要であるという位置づけはしております。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）押し問答になるんですけども、町営プールを廃止するときに、そのときに改修したらいくらぐらいかかるからという概算の根拠を確か出された記憶があるんですよ。私はそこまで調べていないので、申し訳ないんですけども、そういった記録が確かあったんじゃないかと思うんですけども、今お答えにならないのであれば、それはいいですわ。いいんですけども、金額がどのくらい来るかということを大体考えた上での再質問を私の頭の中で考えていたので、その金額が来ないのであれば、ないんですけども、では、金額のことはいいです。

じゃ、中学校プールが現実に欲しいという考えが今、教育長からあったんですけども、これは第4次総合基本計画、来年度22年度にかけて施政方針でも策定されるとあったんですけども、そういったことも今現在町長あるいは教育関係の中でお考えが現時点でまずあるかどうか、お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）先ほど申し上げましたように、以前から中学校プールが欲しいというの  
はありました。ただ、耐震の問題が出てまいりまして、どちらを優先するかという選択  
になってくるであろうと思われます。我々としてはやはり耐震の方を先にいかざるを得  
ないというのが今の現状でございます。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）全体として海田中学校でのプールというのは久しくできそうにないとい  
うことなんですけれども、大きな観点からいくと、まずスポーツ施設が町営、最初の質  
問で言ったんですけれども、スポーツ振興ということで、町民プールがないというこ  
とで、確かに福祉センターにはプールがございます。そちらでも、またこれも施政方針で  
町長が言われましたけれども、そちらで水中運動とか教室をやられるということがあっ  
たんですけれども、基本的に福祉センターというのは若者、子どもとかが行ってもいい  
んですけれども、それを対象とした教室とかは開かれておりません。そういった観点か  
らと、もう1点は、先ほども申したんですけれども、小学校ではプールがあって、中学  
校ではプールがないという状況で、ある意味、その時点でプール、泳ぐことが不得手な  
子というのはどうするかというと、民間の水泳教室に行ったりするしかないんですね。  
そういうところで、いわゆる財政的に余裕がある家庭は泳ぐことを一生懸命できるが、  
それがない家庭はできないという現実もございます。その辺もよくよく考えていただき  
たいのと、確かこれはもう1点、中学校のプール、町民プールを廃止されるときに、じ  
ゃ、海田中学校の生徒はどうされるのかということを質疑された議員がいらっしやると  
思います。そのときに、場合によっては西中学校のプールとか、あるいは近隣の小学校  
のプールを使用することも大いに考えるとあったんですけれども、今まで近隣小学校、  
例えば東小とか南小になりますわね、そういったところを利用した実績、あるいは利用  
しようとしたことはあったのかどうかをもう1回。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）確かにどうしても必要な場合は、そこでしたら南小学校が近いわけ  
ですから、南小学校のプールを使用してでも授業をとということもございましたけれども、現  
場ではそこまでは考えていなかったようでございます。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）では、生徒から水泳の授業をやってほしいとかといった声はなかったん  
ですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）小さい声ではあったかもわかりませんが、我々のところにはそういうことは上がっておりません。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。この際、副議長と交代いたします。

○副議長（宮坂）それでは、暫時休憩をいたします。再開は11時です。

~~~~~○~~~~~

午前10時32分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（宮坂）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、皆さんに審議日程について確認をしておきます。日程第2から日程第15に至る各案件については、新年度予算に関連する条例案、予算案でございます。各案件については日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（宮坂）日程第2、第6号議案、海田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第6号議案、海田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。町の機関に対する申請、届け出その他の手続等に関し、インターネットなどの情報通信の技術を利用して行うことができるようにすることから、共通する事項を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（宮坂）企画課長。

○企画課長（大久保）それでは、第6号議案、海田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書の4ページと資料6をあわせてお願いいたします。まず、資料6で条例の概要をご説明いたします。この条例は、平成21年4月から運用開始を予定している電子申請を行うための必要事項を定めております。

まず、1の条例を制定する背景についてでございますが、申請、届け出などをインタ

ーネットを利用して行う電子申請は、住民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体が取り組んでいる施策でございます。しかし、手続等の方法を規定した法令や条例等の中には、「書面により」や「署名、押印して」など、紙で行うことを前提とした規定が多くございます。インターネットなどの情報通信の技術を利用するオンラインの方法では紙を用いないため、根拠となる法令や条例等を改正しなければオンライン化することができません。そのため、包括的にオンライン化を可能とする法律や条例の整備が必要となったものでございます。

次に、２の国・広島県の状況でございますが、国においては既に法律を整備されており、法律等に根拠を有する手続等については、書面等に加えてオンラインの方法でも行うことができるようになっております。また、広島県においても同様に条例を整備されており、広島県の条例等に根拠を有する手続等については、書面等に加えてオンラインの方法でも行うことができるようになっております。

次に、３の制定の理由でございますが、本条例はインターネットを利用していつでもどこでも手続ができるという住民の利便性の向上を図るとともに、申請等の手続の見直しや窓口業務の平準化等による行政運営の簡素化及び効率化に資するため、本町の条例等に根拠を有する手続等について、書面等に加えてオンラインの方法でも行うことができるようにするための共通の事項を定めるものでございます。

２ページをお願いいたします。４の条例の概要についてでございますが、まず、オンラインの方法による申請等についてですが、町の行政機関に対して行われる申請や届け出などの申請等につきましては、書面等に加えてオンラインの方法でもできることとしております。次に、オンラインの方法で行われた申請等は、書面等で行われたものとみなして紙と同様に取り扱います。さらに、オンラインの方法で行われた場合の申請等の到達についてでございますが、オンラインの方法の場合、到達したという具体的な時期について共通認識が定着しているとは言い切れないため、定義するものでございます。到達に関しましては受け取る側、すなわち町の機関が使用している電子計算機のコンピュータのファイルに記録されたときをもって到達したとみなします。続きまして、（２）のオンラインの方法による処分通知等でございますが、（１）と同様、書面等に加えてオンラインの方法でもできることとしております。また、オンラインの方法で行われた処分通知等は、書面等で行われたものとみなして、紙と同様に扱います。到達に関しましては、通知を受け取る者が使用しているコンピュータのファイルに記録されたときをも

って到達したものとみなします。次に、(3)の電磁的記録による縦覧等、作成等についてでございますが、電磁的記録とは、電子的方式やフロッピーディスク等の磁気的方式など、人の知覚では認識することができない方法でつくられた記録のことで、情報公開条例などでも用いられている用語でございますが、本条例においてはコンピュータで処理されるものに限定しております。まず、書面等により行うこととされている縦覧や閲覧などの縦覧等や、書面等により作成することとされている作成等に関しては、書面に加えて電磁的記録でもできることとしております。次に、電磁的記録により行われた縦覧等や作成等は、書面等で行われたものとみなします。(4)の署名等に代わる措置でございますが、他の条例等の規定により署名等、すなわち署名や記名、押印などが必要とされているものをオンライン化の方法や電磁的記録により行う場合には、その署名等に代えて、規則で定めるもの、具体的には電子署名と呼ばれる技術をもって代えることができることとしております。最後に、(5)の状況の公表についてでございますが、オンラインの方法による申請等、処分通知等の状況について、インターネットなどを利用して公表することとしております。以上で資料6の説明を終わります。

それでは、議案書の4ページ、第6号議案をお願いいたします。まず、第1条では目的を、第2条では用語の定義について規定しております。5ページをお願いいたします。第3条では、オンラインの方法による申請等について規定しております。まず第1項では、書面等により行うこととしているものについて、オンラインの方法で行うことができることを、第2項では、オンラインの方法で行われた場合、書面等で行われたものとみなすことを、第3項では到達についてを、第4項では署名等に代わるものを、それぞれ規定しております。続きまして、第4条では、オンラインの方法による処分通知等について、第3条の申請等と同様に第1項から第4項まで規定しております。6ページをお願いいたします。第5条では、電磁的記録による縦覧等について、第1項では、電磁的記録で行うことができることを、第2項では、電磁的記録で行われた場合、書面等で行われたものとみなすことを、それぞれ規定しております。第6条では、電磁的記録による作成等について、第5条の縦覧等と同様、第1項では、電磁的記録で行うことができることを、第2項では、電磁的記録で行われた場合、書面等で行われたものとみなすことを、それぞれ規定しております。また、第3項では署名等に代わるものを規定しております。7ページをお願いいたします。第7条では、状況の公表について規定しております。最後に、附則において、この条例は平成21年4月1日から施行することとし

ております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○副議長（宮坂）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（宮坂）日程第3、第7号議案、海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第7号議案、海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について。  
福祉事務所の設置に伴い、事務の分掌を定めるとともに、効率的な行政運営を行うため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（宮坂）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第7号議案、海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の8ページをお開きください。あわせて、資料7の「海田町事務分掌条例新旧対照表」及び資料8の「機構改正について」をご覧ください。今回の改正は、福祉事務所の設置のための分掌を定めるとともに、効率化を図るため役場機構の一部の改正を図るものでございます。

それでは、資料8の機構改正についてご説明をいたします。改正の内容としましては、まず組織の改正でございますが、福祉事務所の設置に伴い、組織の見直しを行います。福祉課に生活保護等の事務を行う生活福祉係を新設するとともに、子育て支援室を廃止し、女性児童係に統合し、県からの移譲事務とあわせた事務の執行体制を築きます。また、福祉事務所の設置で所管する老人福祉事務が福祉課に移動することに伴い、高齢福祉課を長寿保険課に名称を変更することとしております。次に、事務の効率化を図るための改正としまして、まちづくり推進課と企画課を統合し、まちづくり推進室とし、企画課の課内室とします。あわせて、まちづくり推進課の課内室であった住民活動センターも企画課の課内室とするとともに、情報管理係を政策推進係に名称を改めます。また、福祉保健部の住民課の戸籍係と住民係を統合し、戸籍住民係とします。保健センターの指導係と予防係を統合し、健康増進係とします。

次に、処理する業務の変更でございますが、企画課におきましては、まちづくり推進課の室への変更に伴いまして、商工振興や行政改革、権限移譲、行政評価等の事務を政策推進係の事務とします。また、広報広聴、国際交流等の事務をまちづくり推進室の事務とします。次に、総務課に企画課から電子計算組織に関する事務を移します。また、生活安全課町民サービス室に企画課から循環バスに関する事務を移します。次に、福祉

課では、子育て支援室の廃止に伴い、保育所事務をはじめとする乳幼児、児童に対する支援事務を女性児童係の事務としております。また、先ほどもご説明しましたが、高齢福祉課から老人福祉事務を福祉課の事務としております。次に、今回の組織の見直しに関連した、広島県から権限移譲される事務としまして、福祉課につきましては福祉事務所の設置に伴いまして、生活保護、児童扶養手当等の認定給付等の事務があります。また、保健センターに未熟児に対する養育医療が移譲されます。こうした事務内容の変更があることから、海田町事務分掌条例の改正を行うものでございます。施行日は平成21年4月1日からでございます。

この結果、組織数の状況でございますが、出先機関、水道、教育委員会、議会事務局、会計管理室を除いた現行の4部、12課、1センター、4室、1事業所、28係から、4部、11課、1センター、4室、1事務所、25係となり、課の数で1減、係の数で3減となるものでございます。以上で海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

○副議長（宮坂）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（宮坂）日程第4、第8号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第8号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。福祉事務所の設置に伴い、専門的判断を要する業務を処理する福祉事務所嘱託医を置くことから、その報酬の額を定めるため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（宮坂）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第8号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の9ページをお開きください。あわせて、資料9の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表」をご覧ください。今回の改正は、福祉事務所を設置することに伴い、専門的判断を要する業務を処理する医師について、その報酬の額を定めるものでございます。改正の内容でございますが、別表中で民生委員推薦会委員の次に福祉事務所嘱託医を置くものでございます。報酬の額は日額1万4,000円でございます。

す。この条例の施行期日は平成21年4月1日からでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○副議長（宮坂）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（宮坂）日程第5、第9号議案、職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第9号議案、職員の給与の特例に関する条例の制定について。行政改革実施計画及び財政健全化計画に基づき、歳出削減策の一環として、一般職の給与を、管理職職員については3%、その他の職員については2%減額するため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（宮坂）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第9号議案、職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書の10ページをお開きください。あわせて、資料10の「職員の給与の特例に関する条例の概要」をご覧ください。この条例の制定は、行政改革及び財政健全化に伴う歳出削減策の一環として、職員の給与を減額するものでございます。それでは、資料10の「職員の給与の特例に関する条例の概要」でご説明いたします。対象者は、職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で、減額の対象となる給与は、給料、時間外勤務手当でございます。給料の減額率は、行政職給料表6級・5級の管理職員が給料月額3%、その他の職員につきましては給料月額2%となっております。実施期間は平成21年4月1日から1年としております。また、減額の効果額は、全会計合わせて年間で約1,680万円でございます。なお、資料には各級における代表的な試算例を載せておりますので、ご覧ください。この条例の施行期日は平成21年4月1日からでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○副議長（宮坂）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（宮坂）日程第6、第10号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第10号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制

定について。福祉事務所の設置に伴い、著しく困難である生活保護業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（宮坂）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第10号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の11ページをお開きください。あわせて、資料11の「職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表」をご覧ください。今回の改正は、福祉事務所を設置することに伴い、著しく困難である生活保護業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、第2条に第8号「生活保護業務に充実する職員の特殊勤務手当」を加えるとともに、第10条を第11条とし、第9条の次に新たに第10条として、第1項「生活保護業務に従事する職員の特殊勤務手当は、現業事務に従事する職員及びこれらの現業事務の指導監督を行う職員に支給する」、第2項「前項の手当の額は、月額10,700円とする」を加え、支給する職員の範囲と手当の額を定めております。この条例の施行期日は平成21年4月1日からでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○副議長（宮坂）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（宮坂）日程第7、第11号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第11号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。70歳から74歳までの者への一部負担金の軽減措置が平成21年度も継続されることを考慮し、本町における老人医療費助成制度の一部負担金軽減措置を延長する等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（宮坂）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第11号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の12ページをお開きください。あわせて、資料13の「海田町老人医療費助成条例の一部改正について」をお願いします。資料13の海田町老人医療費助成条例の一部改正によりご説明をいたします。まず、1の改正の要旨は、海田町老人医療費助成制度について、国民健康保険等各医療保険の被保険

者70歳以上75歳未満の前期高齢者の自己負担2割に準じ、老人医療助成制度の対象者である昭和14年9月30日以前に生まれたひとり暮らし高齢者で住民税非課税の方の自己負担を2割とし、前期高齢者同様に、負担軽減措置により平成21年3月31日まで1割負担としております。これを、前期高齢者の負担軽減期間が1年延長されたことに伴い、老人医療助成においても、対象者の昭和14年9月30日以前に生まれた方全員が前期高齢者となる70歳に到達する平成21年9月30日まで1割負担を継続するための改正でございます。次に、2の条文の説明ですが、第6条については、老人医療助成対象者が病院等で支払った自己負担額が高額になった場合の高額医療費の助成をするための根拠としている国民健康保険法施行令の改正に伴う整理でございます。附則5につきましては、1割負担を継続するため負担軽減措置期間を「平成21年3月31日」から「平成21年9月30日」に改めるものでございます。施行期日は平成21年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○副議長（宮坂）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（宮坂）日程第8、第12号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第12号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者に係る介護保険料を第4期介護保険事業計画に基づき改定するため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○副議長（宮坂）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第12号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の13ページをお開きください。あわせて、資料15の「介護保険料の改定について」及び資料16の「第4期介護保険所得段階別年額保険料案」をお願いします。

まず、資料15の「介護保険料の改定について」によりご説明いたします。1の改正の要旨。今回の改正は、65歳以上の第1号被保険者に適用する、平成21年度から平成23年度までの保険料率（額）、これを第4期介護保険事業計画に基づき改定を行うものでございます。算出方法につきましては、介護保険法の一部改正による介護報酬改定の3%の増額や国の示す人口推計等数値をもとに、海田町の介護認定状況や介護サービス給付状

況等を考慮し算出をしたものに、国の方針により介護給付費準備基金5,000万円を繰入れ、保険料率（額）の軽減を行いました。加えて、介護報酬3%に伴う保険料抑制のため、国が負担する介護従事者処遇改善臨時特例交付金、これは今回の補正予算一般会計の国庫補助金として歳入に計上した交付金を財源として保険料率（額）の軽減を行いました。

ここから、資料16の「第4期介護保険所得段階別年額保険料」をあわせてご覧ください。保険料基準月額につきましては、基金5,000万円を繰入れた軽減の結果、資料16の左にあります現行保険料第1表の第4段階の保険料基準月額4,575円が改定により真ん中の改定後保険料案第2表の4,370円となり、月額205円の減額となりました。次の所得段階別年額介護保険料及び所得段階の細分化につきましては、第1表にあります現行保険料の第1段階から第6段階までなる保険料のうち第5段階と第6段階を2分割し、真ん中の第2表のとおり8段階に改正し、前段階の保険料率（額）を軽減しました。さらに、特例により真ん中の第2表の第4段階を2分割し、右の表の第3表に保険料率（額）が軽減となる第4段階を新設して9段階といたしました。この第3表が、先ほど説明しました、国が負担する介護従事者処遇改善臨時特例交付金を財源として、さらに年度別に軽減した、実際に平成21年度から平成23年度までの各年度に適用する保険料になります。

次に、条文の説明ですが、（保険料率）第4条は、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者に適用する保険料率（額）を第2表の第1段階の生活保護受給者等の2万6,220円から第8段階の町民税課税者で合計所得金額が300万以上7万8,660円に改定をするものでございます。次に、2ページの附則、議案の14ページになります。（施行期日）第1条は、平成21年4月1日。（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）第2条は、本則の規定にかかわらず、真ん中の第2表の第4段階においては、公的年金等収入金額等が合計80万円以下の者の軽減措置として2分割し、その段階の額を下回る、第3表の第4段階の23年度分になりますが、4万4,574円を新設するものでございます。次に、第3条第1項は、21年度の保険料について、介護報酬改定の3%増額により上昇する保険料率（額）を、国が負担する介護従事者処遇改善臨時特例交付金により、全額負担軽減を行った第3表の21年度の保険料とするものでございます。第3条の第2項は、22年度の保険料について、前項の特例交付金により、2分の1負担軽減を行った第3表の22年度の保険料とするものでございます。次に、議案では15ページになります。経過措置、第4条は、所得更正等により20年度以前の保険料が変わる場合は、現行の規定により算出するというものでございます。以上で説明を終わります。

○副議長（宮坂）以上で説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 34 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（宮坂）休憩前に引き続き本会議を再開します。この際、議長と交代いたします。

○議長（原田）この際、日程第9、第13号議案、平成21年度海田町一般会計予算から日程第15、第19号議案、平成21年度海田町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第13号議案から第19号議案、平成21年度海田町一般会計外6会計予算についてご提案申し上げます。第13号議案から第19号議案までを一括でご提案申し上げます。平成21年度海田町一般会計外6会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。第13号議案は、平成21年度海田町一般会計歳入歳出予算の総額は79億8,400万円と決めました。第14号議案、平成21年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額は14億3,753万5,000円と決めました。第15号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は27億7,840万9,000円と決めました。第16号議案、平成21年度海田町老人保健特別会計歳入歳出予算の総額は2,401万3,000円と決めました。第17号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計歳入歳出予算は、保険事業勘定を13億1,934万1,000円、介護サービス事業勘定を1,151万5,000円と決めました。第18号議案、平成21年度海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を2億2,568万円と決めました。第19号議案、平成21年度海田町水道事業会計予算は、収益的収支では、収入総額4億4,340万円に対し、支出総額は4億2,384万8,000円と決めました。一方、資本的収支につきましては、収入総額6,622万3,000円に対し、支出総額は3億4,130万1,000円で、その不足分は当年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、平成21年度一般会計、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の概要につきまして、お手元にお配りしております第13号議案から第18号議案及び資料17か

ら資料22及び資料25により一括してご説明いたします。各会計の予算については、資料25の「予算の概要」にまとめておりますので、「予算の概要」により要点のみをご説明させていただきます。

まず、一般会計についてご説明いたします。「予算の概要」2ページをお願いいたします。平成21年度予算編成の基本的な考え方についてでございますが、平成21年度予算は、平成19年11月に改訂しました海田町財政健全化計画に基づき、行財政改革に取り組みながら、住みよいまちづくりに取り組むこととし、行政改革大綱実施計画に掲げた事業を着実に反映すること、第3次海田町総合基本計画の実施計画に基づく事業へ財源を重点的に配分すること、「子育てしやすい 誇れる我がまち・海田づくり」をスローガンに、少子化に対応した福祉施策の充実や学校教育環境の充実を図ることの3点に配慮し、予算を編成しました。

3ページをお願いいたします。平成21年度の一般会計の当初予算額は79億8,400万円で、平成20年度と比べて2億3,700万円、3.1%の増となっております。特別会計、水道事業会計の予算額については会計別予算額の表に掲げておりますが、一般会計、特別会計を合わせた予算規模については137億8,049万3,000円で、4億5,567万3,000円、3.2%の減となっています。

5ページをお願いいたします。5ページと6ページにおいて、予算のポイントを掲載しております。まず、第1点目は総合基本改革でございます。住みよいまちづくりを行うため、財政健全化計画との整合を図りながら、第3次海田町総合基本計画の実施計画に基づく事業へ財源を重点的に配分しました。第2点目は、福祉サービスの向上でございます。少子・高齢化の急速な進展に伴い保健・福祉サービスに対するニーズがますます多様化・高度化していく中で、福祉分野について町内で総合的に対応し完結できる体制の充実を目指して、平成21年度から福祉事務所を設置します。6ページをお願いいたします。第3点目は、世界的景気の後退でございます。この影響により法人町民税は大幅な減額が見込まれ、税収全体では平成20年度に比べて約2億4,000万円の減となっています。第4点目は、行財政改革でございます。平成21年度予算では、財政健全化計画に基づき、行政改革大綱の実施計画に掲げられた改革項目を実施し、平成21年度からは一般職の給与のカットも行います。なお、詳細につきましては資料26の「平成21年度予算における行政改革の取組」に記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。第5点目は、予算編成制度改革でございます。「町民ニーズをより反映させた予算編成」「各

部課の自主性・自立性の確保」「予算要求額の抑制」を主たる目的として、各部課に一定の財源を配分し、その枠内で予算編成を行う「枠配分方式の予算編成手法」に取り組み、平成21年度予算編成においては、一般行政経費について部単位での予算枠配分を行いました。

続きまして、7ページをお願いいたします。平成21年度の歳入予算でございますが、7ページに歳入予算一覧表を掲載しております。具体的内容につきましては8ページ以降により説明させていただきます。8ページをお願いいたします。ここでは、自主財源と依存財源の構成比について、平成18年度から平成21年度までの比較を行っております。平成21年度の自主財源は61.8%で、税収減の影響などから平成20年度に比べて6.1ポイント減少しております。9ページをお願いします。まず、本町の歳入の基幹であります1款の町税でございますが、世界的景気の後退の影響を受けて2億3,977万円、5.5%の減を見込んでおります。その内訳については中ほどの内訳表のとおりでございます。10ページをお願いいたします。21款の町債につきましては、臨時財政対策債や防災行政無線整備事業債の増額はあるものの、新開蟹原線などの道路整備事業債等の減額により9,107万8,000円、12.2%の減となっています。なお、平成21年度末の町債残高につきましては、平成20年度残高見込みから4億3,452万9,000円減少し、104億5,554万円になると見込んでおります。11ページをお願いいたします。プライマリーバランスでございますが、平成21年度予算でも、町債発行額よりも公債費の方が多いため、6億2,000万円程度の黒字となっております。12ページをお願いいたします。10款の地方交付税につきましては、3億1,771万4,000円、70.6%の増となっています。主な増額の理由は、平成21年度からの福祉事務所の設置に伴い、特別交付税が大幅に増額したことによるものです。13ページをお願いいたします。18款の繰入金につきましては、1億3,093万8,000円、36%の減を見込んでおります。主な残高の見込みについては下の一覧表のとおりでございます。その他の内容につきましては14ページから22ページにかけて掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、23ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。一般会計目的別歳出予算一覧表により、主なものにつきまして説明させていただきます。2款の総務費につきましては、3,373万9,000円、3.3%の増となっております。主な増額の理由は、法人町民税の還付金の増によるものです。3款の民生費につきましては、4億2,457万2,000円、20.6%の増となっております。主な増額の理由は、福祉事務所の設置によるもので

す。４款の衛生費につきましては、3,003万3,000円、4.5%の増となっております。主な増額の理由は、妊婦健診の公費負担の拡充によるものです。８款の土木費につきましては、4億93万9,000円、29%の減となっております。主な減額の理由は、新開蟹原線などの道路整備事業費の減や公共下水道繰出金の減などによるものです。９款の消防費につきましては、1億5,763万6,000円、43%の増となっております。主な増額の理由は、防災行政無線整備事業によるものです。その他の内容につきましては24ページから30ページにかけて掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。続きまして、性質別の歳出予算でございます。31ページをお願いいたします。一般会計性質別歳出予算一覧表で対前年増減等を記載しております。主な増減理由につきましては、目的別の増減理由と重複する部分が多いので、省略させていただきます。なお、性質別の増減理由につきましては32ページから42ページにかけて、また、新規事業と廃止・休止事業につきましては43ページから46ページにかけて掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。47ページをお願いします。総合基本計画の部門別歳出予算を掲載しております。

また、48ページには町民１人当たりの還元額を総合基本計画の部門別に掲載しております。そして、49ページから51ページにかけましては、平成19年11月に改訂した海田町財政健全化計画との比較を掲載しております。財政健全化計画で重要となる財源不足額、すなわち基金取り崩し額については、税収の大幅な減額がある中で歳出事業費の絞り込みを行うことにより、計画額を下回ることができました。

続きまして、公共下水道事業特別会計の予算について説明させていただきます。58ページをお願いいたします。初めに、予算規模につきましては14億3,753万5,000円で、平成20年度当初予算と比べて4億5,790万6,000円、24.2%の減となっております。主な減額理由は、平成20年度に公的資金補償金免除繰上償還制度により、繰上償還を実施したためでございます。

次に、歳入の概要について説明させていただきます。使用料及び手数料につきましては、下水道接続の増加により7,281万2,000円、16.7%の増となっております。国庫支出金につきましては、公共下水道事業整備事業費の減少により4,000万円、25.0%の減額となっております。繰入金につきましては、下水道使用料の増額により6,150万1,000円、18.4%の減となっております。町債につきましては、平成20年度に繰上償還に係る借換債を発行したことにより4億2,370万円、47.2%の減となっております。なお、60

ページには町債発行額の推移、町債残高の推移を掲載しておりますが、平成21年度末の町債残高は98億5,619万5,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出の概要でございますが、61ページをお願いいたします。事業費につきましては、公共下水道整備工事費の減額等により1億3,241万7,000円、19.2%の減となっています。公債費につきましては、平成20年度に繰上償還を実施したことにより3億1,635万円、29.1%の減となっています。

続きまして、国民健康保険特別会計の予算について説明させていただきます。74ページをお願いいたします。初めに、予算規模につきましては27億7,840万9,000円で、平成20年度当初予算と比べて4,926万7,000円、1.7%の減となっております。主な減額の理由は、医療制度改革に伴い、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、後期高齢者支援金を増額するものの、老人保健拠出金が減少したことなどによるものです。

次に、76ページをお願いします。歳入の概要について説明させていただきます。国庫支出金につきましては、算定基礎となる一般被保険者の医療給付費の増加により4,780万1,000円、8.0%の増となっております。療養給付費等交付金につきましては、算定基礎となる退職被保険者等の医療給付費の減少により4,169万3,000円、12.5%の減となっております。前期高齢者交付金は、算定基礎となる1人当たりの対象額の減により7,007万8,000円、9.8%の減となっております。

続きまして、歳出の概要でございますが、81ページをお願いします。保険給付費につきましては、一般被保険者高額療養事業費の増額などにより1,113万3,000円、0.6%の増となっています。後期高齢者支援金等につきましては、被保険者1人当たりの後期高齢者支援金額が上がったことなどにより2,077万5,000円、7.6%の増となっています。老人保健拠出金につきましては、老人保健受給対象者が平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行したことなどにより8,937万9,000円、85.0%の減額となっています。

続きまして、老人保健特別会計の予算について説明させていただきます。88ページをお願いします。平成21年度の老人保健特別会計の当初予算は、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度への移行に伴い、過年度分の医療費等を計上するのみにとどまっているため、予算規模につきましては2,401万3,000円で、平成20年度当初予算と比べて2億3,296万1,000円、90.7%の減となっております。

続きまして、介護保険特別会計の予算について説明させていただきます。96ページをお願いします。介護保険特別会計の予算規模につきましては、2つの勘定を合わせ

た合計額が13億3,085万6,000円で、平成20年度当初予算と比べて5,026万5,000円、3.9%の増となっております。

次に、97ページをお願いいたします。歳入の概要について説明させていただきます。保険事業勘定の歳入につきましては、平成20年度と比べて5,167万円、4.1%の増となっております。保険給付費の増加に伴い、県支出金及び繰入金などの法定負担分が増加しています。

続きまして、歳出の概要でございますが、103ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出につきましては、平成20年度と比べて5,167万円、4.1%の増額となっております。増加額が大きいものは、保険給付費の6,806万円となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の予算について説明させていただきます。110ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計の予算規模につきましては2億2,568万円で、平成20年度当初予算と比べて280万4,000円、1.2%の減となっております。

次に、歳入の概要について説明させていただきます。後期高齢者医療保険料は、低所得者等に対する保険料の軽減措置などにより415万7,000円、2.2%の減となっております。

続きまして、歳出の概要でございますが、113ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料徴収額の減に伴う広域連合への保険料納付額の減などにより376万8,000円、1.7%の減となっております。

次に、議案を説明させていただきます。第13号議案をお願いいたします。平成21年度海田町一般会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を79億8,400万円と定めております。第2条は債務負担行為についてでございます。9ページにおいて2件の債務負担行為について期間と限度額を定めております。第3条は地方債についてでございます。10ページから11ページにかけて8件の起債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めております。第4条は一時借入金についてでございます。最高額を7億円と定めております。第5条は歳出予算の流用についてでございます。各項の経費の金額を流用することができる場合として、給料、職員手当及び共済費の同一款内での流用と定めております。

続きまして、第14号議案をお願いします。平成21年度海田町公共下水道事業特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を14億3,753万5,000円と定めております。第2条は地方債についてでございます。4ページにおいて3件の起債について起

債の目的等を定めております。第3条では、一時借入金について最高額を7億円と定めております。

続きまして、第15号議案をお願いします。平成21年度海田町国民健康保険特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を27億7,840万9,000円と定めております。第2条では、一時借入金について最高額を5,000万円と定めております。第3条では、各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項に計上された予算の同一款内での流用と定めております。

続きまして、第16号議案をお願いします。平成21年度海田町老人保健特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を2,401万3,000円と定めております。第2条では、一時借入金について最高額を300万円と定めております。

続きまして、第17号議案をお願いします。平成21年度海田町介護保険特別会計予算でございますが、第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を13億1,934万1,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を1,151万5,000円と定めております。第2条では、一時借入金について最高額を3,000万円と定めております。第3条では、各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項に計上された予算の同一款内での流用と定めております。

続きまして、第18号議案をお願いします。平成21年度海田町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額を2億2,568万円と定めております。第2条では、一時借入金について最高額を3,000万円と定めております。

以上で平成21年度海田町一般会計をはじめ各特別会計の予算の概要についての説明を終わります。

○議長（原田）参事。

○参事（新浜）それでは、第19号議案、平成21年度海田町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。資料27の「水道事業会計予算の概要」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。予算規模でございますが、上の表の収益的収支につきましては、水道事業の経営活動の予定で、21年度中に発生すると予測されるすべての収益と、これに対応するすべての費用を計上したもので、事業収益は4億4,340万円で、前年度当初予算と比べまして1,127万円、2.5%の減となっております。この主な理由は、給水収益、受託工事収益、及び下水道受託収益の減によるものでございます。また、事業費用は4億2,384万8,000円で、前年度当初予算に比べまして849万円、2.0%の減となって

おります。これの主な理由は、人件費及び受託工事費の減によるものでございます。以上の結果、21年度におきましては消費税及び地方消費税を含めまして、前年度より約278万円少ない1,955万2,000円の利益を予定しております。

次に、資本的収支につきましては、建設投資に関するもので、資本的収入は6,622万3,000円で、前年度と比べまして3,212万4,000円、32.7%の減となっております。この理由は企業債借入額及び工事負担金の減によるものでございます。また、資本的支出は3億4,130万1,000円で、前年度と比べまして969万8,000円、2.8%の減となっております。この主な理由といたしましては、送水設備整備費の増はあるものの、浄水設備整備費及び開発費の減によるものでございます。なお、差引き不足額2億7,507万8,000円につきましては、減価償却費、資産減耗費等の、現金の支出を伴わない内部資金であります当年度分損益勘定留保資金1億2,675万7,000円、減債積立金5,529万7,000円、建設改良積立金8,147万3,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,155万1,000円で補てんする予定でございます。

2ページをお願いいたします。2ページから6ページに経費削減の取り組み、目別予算比較、性質別費用比較を、7ページ以降に当初予算比較表を載せております。なお、資料23に予算実施計画、給与費明細書等を、資料24に収入及び支出の予算明細書を載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

第19号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数は1万2,111戸で、前年度当初予算に比べまして61戸の減、年間総配水量は348万4,000立方メートルで、前年度当初予算に比べまして2万4,000立方メートルの減、1日平均配水量は9,545立方メートルを予定しております。（４）といたしまして、主要な建設改良工事の額をお示ししております。詳しい工事内容につきましては資料34に提示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。第3条には収益的収入及び支出の予定額を、第4条には資本的収入及び支出の予定額を定めております。内容につきましては、予算の概要で説明いたしましたので、省略させていただきます。次に、3ページをお願いいたします。第5条で、石原地内送水管布設替工事に充てる企業債を5,000万円と定めております。第6条では、一時借入金限度額といたしまして5,000万円と定めております。第7条でございますが、ここでは流用禁止項目といたしまして、職員給与費8,732万2,000円及び交際費10万円を定めております。次に、4ページの第8条には棚卸資産の購入限度額といたしまして3,329万1,000円を定めております。

○議長（原田）以上で全議案の説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第6号議案、海田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてから第19号議案、平成21年度海田町水道事業会計予算までの14議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第6号議案から第19号議案までの14議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。

この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1 時 58 分 再開

○議長（原田）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいま予算審査特別委員会の委員長に宮坂議員、副委員長に久留島議員と決定しておりますので、ご報告いたします。

この際、お諮りいたします。平成21年度予算審査特別委員会の審査のため、2月7日から2月17日までの11日間、休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、２月７日から２月１７日まで１１日間休会とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

午後 1 時 5 8 分 延会